

パートA

◆◆ 序 文 ◆◆

ガイド

01.01 本書は、標章の国際登録に関するマドリッド協定（以下「マドリッド協定」又は「協定」（1891年に合意し、1892年に発効した。）という。）と、マドリッド協定に関する議定書（以下「マドリッド議定書」又は「議定書」（1989年に採択され、1995年12月1日に有効になり、1996年4月1日から運用された。）という。）の双方のためのガイドである。両条約は、スペインのマドリッドで開かれた外交会議で採択された。これらを便宜上合わせて「マドリッドシステム」と呼ぶ。

01.02 これら2つの条約に基づく出願は、2つの規定によって規律されており、それらは、マドリッド協定及び議定書に基づく共通規則（以下「共通規則」又は「規則」という。）及びマドリッド協定及び議定書に基づく出願に関する実施細則（以下「実施細則」という。）である。

01.03 本ガイドは二つのパートに分かれている。パートAでは、マドリッドシステムの概論を簡潔に紹介している。そこでは、協定、議定書又は共通規則に基づき行うことのできる異なる宣言及び通報の本文に加えて、国（又は標章登録のための独自のシステムを維持する政府間機関）がどのようにマドリッド同盟に加盟できるのかを説明している。パートBでは手続を扱い、二つの章に分かれている。第1章では、国際事務局との通信様式、期間の計算又は言語体制のような、手続の一般的问题を扱っている。最後に、第2章は、国際登録の手続及び国際登録に関連するその他の手続（例えば、事後指定、又は国際登録の名義人の変更の記録）について述べている。

01.04 ガイドの特定のパラグラフには、協定・議定書・共通規則及び実施細則の関連条文を欄外に可能な限り引用している。

01.05 欄外に引用された、協定、議定書又は規則の規定は、以下のような意味をもつ。:

- 「Axx条」とは協定の条文をいう。
- 「Pxx条」とは議定書の条文をいう。
- 「xx条」とは協定と議定書両方の条文をいう。

- － 「規則 xx」とは共通規則をいう。
- － 「A. I. セクション xx」とは実施細則のセクションをいう。

01.06 このガイドの「mark（標章）」という用語の使用については、協定、議定書及び規則での実施に準拠する。これは（商品に付与する）商標又はサービスマークと同一であると解釈するものとする。

マドリッドシステム：基本的特徴

マドリッド協定及びマドリッド議定書

02.01 標章の国際登録に関するマドリッドシステムは、スイスのジュネーブにある世界知的所有権機関（WIPO）（以下「国際事務局」という。）によって管理されている。

02.02 協定、議定書の締約国は、工業所有権の保護に関するパリ条約第 19 条に基づく特別取極であるマドリッド同盟を形成する（同盟の構成国の詳細な情報、及び「締約国」の意味についてはパラグラフ A. 03. 01 から 04. 06 参照。）。

02.03 マドリッド同盟のすべてのメンバー国は総会のメンバーである。マドリッド同盟総会の最重要項目は、同盟の事業計画や予算に関することの採択、マドリッドシステムの利用に関する手数料の設定を含む実施規則の改正や採択である。

マドリッド協定第 14 条(1)及び(2)(a)の適用停止の決定とその影響

02.04 マドリッド同盟総会は、第 50 回（第 29 回特別）会合（2016 年 10 月 3 日から 11 日）において、2016 年 10 月 11 日からマドリッド協定第 14 条(1)及び(2)(a)の適用を停止することを決定した。

02.05 マドリッド協定第 14 条(1)及び(2)(a)の適用の停止には、次の効果がある。

- － 新たな締約国が、単独ではマドリッド協定とマドリッド議定書を批准し又はこれに加盟することができないが、同時にであれば批准し又はこれに加盟できること
- － マドリッド議定書の締約国である国はマドリッド協定に加盟できること。

- 国際出願がマドリッド協定に基づいて出願できなくなること。
- 事後指定の提示など、マドリッド協定に基づく事務が行われなくなること。
- マドリッド議定書第 9 条の 6(1) (b)がマドリッド協定とマドリッド議定書の両方により拘束される締約国間の相互関係には引き続き適用されること。
- 総会は、マドリッド協定の実施に関するあらゆる事項を引き続き取り扱うことができ、以後何時でも、マドリッド協定第 14 条(1)及び(2)(a)の適用の停止の決定に立ち戻ることができる。

02.06 マドリッド協定第 14 条(1)及び(2)(a)の適用の停止の決定に関する詳細な情報については、文書 MM/A/50/3 及び MM/A/50/5 を参照すること (www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=39948 で利用できる)。

マドリッドシステムを利用できる者

02.07 標章の国際登録に関するマドリッドシステムは、マドリッド協定又はマドリッド議定書の締約国に現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有しているか、住所を有しているか、その国民であるか、又は、議定書に規定されている政府間機関の領域内にそのような営業所若しくは住所を有しているか、又は、そのような機関の締約国の国民である、自然人又は法人のみが利用することができる。

02.08 自然人又は法人に関する前記の条件を 1 つか又はそれ以上満たした締約国の官庁を「本国官庁」という。本国官庁で登録されているか又は出願されている標章は、国際登録の対象となる。しかしながら、その国際出願に協定が全面的又は部分的に適用されるときは、その標章がすでに本国官庁で登録されているときに限り国際登録の対象となる。

02.09 国際登録のための出願は、保護を求める 1 つかそれ以上の締約国を指定しなければならない。本国官庁としての締約国を指定することはできない。さらに、締約国を事後に指定することができる。締約国は、その締約国とその国の官庁が本国官庁である締約国とが共に同じ条約（協定又は議定書）に加盟している場合のみ、指定されることができる。マドリッドシステムの国際登録は、マドリッド同盟のメンバーである締約国と営業所、住所又は国民などの必要な関連がない自然人又は法人は使用することが出来ない。また、マドリッド同盟の外においての商標の保護のためには、用いられない。

マドリッドシステムの概要

02.10 国際登録のための出願は、本国官庁を通じて国際事務局に提出されなければならない。国際出願が適切な要件を満たしている場合には、標章は国際登録簿に記録され、国際標章に関する WIPO 公報により公表される。

02.11 国際事務局は保護が求められた各締約国に、国際出願又は事後指定のいずれにおいても、その通報をする。指定締約国における標章の保護は、国際登録日又は事後の指定日から、直接指定締約国に出願されたものと同じである。指定締約国は、協定又は議定書に明記された期間内に、保護を拒絶する権利を有する。その拒絶が適切な期間内に国際事務局に通報されない場合は、その各指定締約国における標章の保護は、その締約国の官庁によって登録されたものと同じである。締約国が拒絶の通報をする期間は一般には 12 ヶ月である。しかし、議定書のもとでは締約国はこの期間を 18 ヶ月と宣言することができる（拒絶が異議を基礎とした場合にはさらに長い期間）。

02.12 国際登録の日から 5 年間は、国際登録は、本国官庁に登録又は出願された標章へ従属する。本国官庁又は裁判所の決定による取消し、又は本人の自発的取消し又は更新しないことによって基礎登録が国際登録の日から 5 年以内に消滅した場合、消滅した範囲において、国際登録はもはや保護されることはない。同様に、国際登録が本国官庁の出願を基礎としており、その出願が 5 年の間に拒絶又は取り下げがなされた場合、又は、この期間内にその基礎出願の結果の登録が効力を失った場合、その範囲において、国際登録はもはや保護されることはない。これらの場合において、国際事務局は、本国官庁の請求があれば、国際登録を取り消す。この 5 年の期間の満了後は、国際登録は基礎登録又は基礎出願から独立したものとなる。

02.13 国際登録は、10 年ごとの所定手数料の支払により効力が維持される。

マドリッドシステムの利点

02.14 国際登録は標章の名義人にとっていくつかの利点がある。締約国の本国官庁に、標章を登録した後又は登録のための出願をした後ならば、出願人は一つの言語（英語、フランス語又はスペイン語）で一つの官庁へ一つの出願をし、手数料を支払いさえすれば良く、異なった言語で、様々な締約国の商標に関する官庁へ別々に出願をし、それぞれの官庁へ別々に手数料を支払う必要はない。

02.15 標章の名義人にとってのもう一つの利点は、名義人の氏名若しくは名称の変更、及び／又は名義人の住所の変更、名義人の（全部又は一部の）変更又は締約国の全部若しくは一部について指定された商品及びサービスについての限定のような、国際登録後のすべての変更は記録され、国際事務局への単一の手続及び単一料金の支払いにより効力を有する。

02.16 要約すると、標章の名義人にとっての主な利点は、国際登録システムの簡便化、及び海外で標章の保護を受け、維持するときの費用の節減である。

02.17 国際登録はまた官庁にとっても利点がある。例えば、官庁は、方式審査、商品又は役務の分類、標章を公告するなどの必要がない。また、国際事務局へ収めた手数料の一部は、保護が求められる締約国へ支払われる。さらに、国際登録サービスが2年毎にその収支を締め切る場合、収益は締約国間で分配される。

協定と議定書の比較

02.18 マドリッド議定書は、特定の国がマドリッド協定に加盟することを困難にしている障害を取り除くことを目的として、標章の国際登録システムに新しい特徴を導入するために1989年に採択された。マドリッド協定と比べて、議定書は主に以下の新制度を導入している。

- － 出願人は国際登録のための出願に、本国官庁における出願を基礎とすることができる。協定のもとでは、国際出願は本国官庁での登録を基礎としなければならない。
- － 出願人が保護を求める各締約国は、その領域において標章の保護を登録することはできないと宣言するための期間として（1年の代わりに）18ヶ月を、異議申立ての場合はさらに長い期間を、選択することができる。
- － 各締約国の官庁は、マドリッド協定に基づく場合よりも高額の手数料を受領することができる。
- － 例えば国際登録日から5年以内に基礎出願が拒絶され又は基礎登録が無効になったことにより、本国官庁の要求により取り消された国際登録は、国際登録日から、又は優先権がある場合は優先日からの利益を受ける国内の（又は地域の）出願へ変更することができる。マドリッド協定にはこの可能性はなかった。

適用される条約

02.19 マドリッド協定とマドリッド議定書は、互いに独立しているが、相似する国際条約であり、加盟国が重複している。マドリッド協定のすべての締約国が議定書に加盟しているわけではなく、マドリッド同盟の加盟国は3つのグループに分かれる。：マドリッド協定のみ加盟している国、議定書のみ加盟している国及び機関、マドリッド協定及び議定書両方に加盟している国である。

そこで、協定及び議定書両方に加盟している国々の間では、どちらの条約に拘束力があるのかという問題が生じる。

(a) 2008年9月1日より前：保護条項による協定の優越性

P9条の6(1)

02.20 2008年9月1日より前までは、「保護条項」として知られている議定書第9条の6(1)は、ある特定の国際出願または国際登録に関して、本国官庁又は名義人の締約国の官庁が協定及び議定書の両方に加盟している国の官庁であるときは、両方の条約に拘束される締約国の指定については、議定書ではなく協定が適用されるとしていた。

02.21 その結果として、国際出願については本国官庁が、国際登録については名義人の締約国の官庁が、両方の条約で拘束される締約国の官庁であるときは、議定書のみ拘束される締約国の指定（出願時又は事後でも）は議定書に支配され、協定のみ拘束される締約国の指定は協定が適用されるが、保護条項によれば両方の条約に拘束される締約国の指定については協定が適用される（全体として、そのような国際登録は、協定及び議定書の両方が適用される国際登録になる）。

02.22 2008年9月1日より前に施行された旧第9条の6(2)には、マドリッド同盟の加盟国総会は、4分の3の大多数をもって、議定書の発効した日から10年の期間の満了後ではあってマドリッド協定の大多数の加盟国が、議定書に加盟した日から数えて5年の期間の満了前ではない時期に、保護条項の範囲を廃止するか、または制限できるという規定が含まれていた。

こうした条件が満たされて、2007年11月、マドリッド同盟総会は保護条項の廃止を含む第9条の6の修正を採択したが、協定と議定書の両方に拘束される締約国間の相互関係における一定の宣言の適用の放棄を定めた追加規定を付けた（パラグラフA.02.21から02.25参照）。

02.23 議定書第9条の6の改正は、2008年9月1日に発効した。

(b) 2008年9月1日以降：議定書の優越性

02.24 2008年9月1日の時点で、両方の条約に加盟する締約国の相互関係に関しては、議定書第9条の6(1)(a)の新しい規定が適用される。この規定の下では、ある国際出願又は国際登録に関して、本国官庁又は名義人の締約国の官庁が、協定及び議定書の両方の加盟国の官庁のときは、両方の条約に拘束される締約国の指定については、協定ではなく議定書に支配され、パラグラフ A.02.20 に記載された状況とは逆の結果となる。

02.25 その結果として、本国官庁が両方の条約に拘束される締約国の官庁である国際出願、又は名義人の締約国の官庁が両方の条約に拘束される締約国の官庁である国際登録の場合においては、議定書のみ拘束される締約国の指定（出願時又は事後でも）は当然議定書が適用され、協定のみ拘束される締約国の指定も同様に協定が適用されるが、今後は第9条の6(1)(a)の新しい規定によって、両方の条約に拘束される締約国の指定については、協定ではなく議定書が適用される。

02.26 改正された第9条の6(1)(a)には(1)(b)が加えられたが、この規定により、議定書第5条(2)(b)及び第5条(2)(c)（拒絶期間の延長の規定）、又は第8条(7)（個別指定手数料の適用を認める規定）の下で出された宣言は、両方の条約に拘束される締約国間の関係に何ら影響を及ぼすものではない。

02.27 このことは、本国官庁が両方の条約に拘束される締約国の官庁である国際出願、又は名義人の締約国の官庁が両方の条約に拘束される締約国の官庁である国際登録においては、両方の条約に拘束される締約国の指定（出願時又は事後でも）は、協定ではなく議定書が適用されるが、当該指定国が暫定拒絶通報の期限を延長宣言又は個別手数料を受け取る旨の宣言をしていたとしても、一年の暫定拒絶通報の期間制限並びに追加手数料及び付加手数料の支払いについては、議定書第5条(2)(b)、第7条(1)及び第8条(2)による。

P9条の6(2)

02.28 第9条の6(2)は、マドリッド同盟の加盟国総会は、2008年9月1日から3年後に、第9条の6(1)(b)の適用を見直さなければならないと規定している。この見直しにより、加盟国総会は、4分の3の賛成があれば、これを廃止するか又はその範囲を制限することができる。

協定と議定書の両方により拘束される締約国の記録された指定に適用される条約の変更

- 規則 1 の 2 **02.29** 協定と議定書の両方に拘束される締約国の記録された指定に適用される条約が変更となる可能性がある。これは通常、特定の場合の名義人の変更という事例(パラグラフ B. II. 62. 01 参照)、又は例外的な場合ではあるが、締約国によるマドリッド協定の放棄通告から生じる(例えば、2008 年 1 月 1 日発効した、マドリッド協定を放棄したウズベキスタンの場合)。さらに重要なのは、2008 年 9 月 1 日、すなわち保護条項の廃止(パラグラフ A. 02. 19 から 02. 28 参照)が発効する日に、協定が適用されていたすべての指定が、保護条項のために(すなわち、協定と議定書に拘束される締約国の指定であって、両方の条約の下で資格を与えられた名義人の名前で記録されているもの)、議定書が適用されるようになった。
- 規則1の2(1)(i)
規則1の2(1)(ii) **02.30** 記録された指定に関して適用条約の変更が発生する第 1 の条件は、当初適用された条約が名義人の締約国と指定締約国間の関係において適用されないようになることである。第 2 に、それまで適用された条約が適用されなくなった日に、両締約国が別の条約により拘束されることが必要である。しかし、これらの 2 つの締約国が指定の効力が発生している日にその別の条約によりすでに拘束されていたことは必要でない。
- 02.31** 第 2 の条件が満たされる場合、適用条約の変更は、当初適用された条約が適用されなくなったときに発生し、当該指定を支配する条約の表示は、適用条約の変更の結果として、官庁及び第三者が閲覧できるデータに反映される。
- 規則18(1)
規則18(2) **02.32** 拒絶期間に関する限り、指定に適用される条約の変更は、当該期間が継続しているとしても、その期間に影響を及ぼさないことに注意するべきである。これは、共通規則第18規則のパラグラフ(1)及び(2)(欠陥のある暫定的拒絶の通報)の適用は「協定に基づき指定された締約国」及び「議定書に基づき指定された締約国」という表現に依拠しているという事実から生ずる。第 1 規則(xvii)及び(xviii)によって、これらの表現は次に保護の延長の要請として定義される。したがって、拒絶期間は出願時の状況により決定されるのであり、その後の適用条約の変更の影響は受けない。しかし、その場合には、継続中の指定は、他の条約が適用されるような指定に変更される前は、指定を行うときに適用された条約に従って引き続き手続が進むことに注意する必要がある。
- 規則1(xvii)
規則1(xviii)
- 規則 25(1)(c) **02.33** 第 25 規則(1)(c)に従って、協定が適用される指定締約国に影響を及ぼす放棄または取消の記録の申請は、名義人の締約国の官庁を通じて国際事務局に提出されなければならない(パラグラフ B. II. 54. 02 及び 54. 03 参照)。しかし、第 25 規則(1)(c)は、さらに、この基準が国際事務局による申請の受領日現在で考慮される旨を規定していることにも注意するべきである。したがっ

て、適用条約の変更は、国際事務局に提出され、同事務局が処理している放棄または取消の申請には影響を及ぼさない。

02.34 したがって、実際には、適用条約の変更に伴う名義人に対する唯一の影響は、更新時に支払う手数料の金額の変化（もちろん、個別手数料の宣言が行われているか否かによる）及び議定書のみにより規定される変更の可能性である。

協定又は議定書への加盟

- A14 条(2)、
P14 条(1)(a)** **03.01** 工業所有権の保護のためのパリ条約の加盟国はすべて、協定又は議定書又は両方への加盟国となることができる。
- P14 条(2)、
A14 条(2)(a)** **03.02** 議定書へ署名した国は（1989 年未まで署名を受け付けた）、批准書、受諾書、承認書（以下「批准書」という。）を寄託することにより加盟国となることができる。あるいは、加入書を寄託することによって協定又は議定書の加盟国となることができる。
- P14 条(1)(b)** **03.03** 政府間機関は、加入書を寄託することにより議定書（協定ではない）の加盟国になることができるが、以下の条件を満たすことが必要である。
— 機関の加盟国の少なくとも一国は、パリ条約の加盟国である。そして、
— その機関には領域内で効果を有する標章を登録するための地域官庁がある（このような官庁は、議定書第 9 条の 4 に基づく通報の対象ではないことが必要。パラグラフ A. 04. 02 から 04. 04 参照。）。
- 規則 1(iii)** **03.04** 「締約国」という用語には、すべての協定に加盟している国、又はすべての議定書に加盟している国又は政府間機関を含む。
- 14 条(3)** **03.05** 批准書又は加入書は、WIPO 事務局長（以下「事務局長」という。）へ寄託しなければならない。
- A17 条(5)
P16 条(5)
14 条(4)(b)** 事務局長は、条約（協定又は議定書）への批准書又は加入書の寄託すべて、及びこれらの文書に含まれる宣言書をすべての締約国に通報する。かかる締約国に関して、協定又は議定書は、事務局長が批准又は加入書を通報した 3 ヶ月後に発効する。（協定の場合）加入書に後者の日付が表示されている場合はこの限りではない。

締約国による宣言及び通報

04.01 協定・議定書及び規則は、締約国が国際登録システムの運用について所定の宣言や通報を行うことの可能性について規定する。

複数国に共通の官庁

9 条の 4

04.02 協定に加盟している複数の国又は議定書に加盟している複数の国のそれぞれが標章に関して同一の法律を制定することに合意している場合、標章の登録に関する共通の官庁は、各々の国内官庁を代理するものであることを事務局長に通報するものとし、各領域全体を協定又は議定書のための単一国としてみなすべきであると通報することができる。このような通報は、事務局長が他の締約国に通達した 6 ヶ月後（協定の場合）、又は 3 ヶ月後（議定書の場合）に効力を有する。

04.03 このような通報が行われると、かかる官庁は政府間機関の官庁（パラグラフ A.03.03 参照）であるとは見なされない。政府間機関とは条約（協定又は議定書）に加盟する団体であり、共通の官庁又は設立されているいかなる機関ともみなされない。

04.04 このような通報が行われた唯一の例にベネルクス知的財産庁があるが、そこではベルギー・オランダ・ルクセンブルグで有効な標章の登録を行っており、協定及び議定書に基づく共通の官庁として設立されている。¹

領域的効果

A3 条の 2

04.05 どのような国も、協定に加入した時又はその後も随時、国際登録から生じた保護は、名義人の請求がある場合のみ当該国に拡張される旨を事務局長に通報することができる。事実、現在すべての協定の加盟国はこのような通報を行っている。このように国際登録は、その国際出願又は事後指定において明確に指定されたそのような国においてのみ効力を有する。

P3 条の 2

04.06 議定書には、このような通報の規定はない。議定書に基づく国際登録の保護は、明確に指定された締約国においてのみ拡張する。

¹ 2006 年 9 月 1 日までは、ベネルクス知的財産庁（BOIP）は、ベネルクス商標庁とベネルクス意匠庁として知られていた。BOIP は、ベネルクス機構の知的財産権組織である。

現存の標章に関する制限

協定による場合

- A14 条(2)(f) **04.07** ある国は、協定に加入した時に、協定出願は当該加入が発効する日から効力を有する国際登録のみに制限されるべきであることを宣言することもできる。しかしこの制限は、標章がすでに国際登録の対象であり、加入の時点で既に当該国において先に登録されたものと同一である場合には、適用されない。よって、ある国がこの宣言を行うと、協定に拘束され始めた日より前に効果を有する国際登録は、当該日より前にその標章が既に当該国において登録されている場合にのみ、当該国の事後指定の対象になり得る。このような場合以外では、当該国を指定した国際登録のための新しい出願を提出することのみにより、マドリッド協定を通して保護を受けることができる。

議定書による場合

- P14 条(5) **04.08** 国又は政府間機関はすべて、議定書に批准又は加入した時に、当該国又は機関に関して議定書が有効になる時点前に、議定書に基づいて効力を有する国際登録は当該国へ拡張することはできないと宣言することができる。このような宣言は、批准又は加入の後に行うことはできない。

拒絶通報の期間延長

- P5 条(2)(b) **04.09** すべての議定書の締約国は、議定書に基づいて指定された国際登録
P5 条(2)(c) に関して、当該官庁が保護の拒絶を通報する期間を1年ではなく18ヶ月と宣言することができる。またこの宣言では、所定の条件に基づき、異議申し立ての結果生じた保護の拒絶通報はこの18ヶ月の期間の終了後になると明示することができる。
- P9 条の6(1) **04.10** しかしながら、第9条の6の paragraph (1) (b)は、協定及び議定書の両方に拘束される国々の間で、第5条(2) (b)及び(c)に従って行なわれる宣言に影響を与えないと規定することに注意が必要である (paragraph A.02.21 から 02.26 参照)。
- P5 条(2)(d) **04.11** 第5条(2)(b)及び(c)に従って行なわれる宣言は、批准書や加入書の中で行うことができる。また、事後的に、事務局長がその文書を受領した3ヶ月後に発効するとの宣言もできる。

保護の暫定的拒絶後の決定通報

- 規則 17(5)(d) **04.12** 締約国の官庁は、その法律に従い、国際事務局に通報された暫定的拒絶が、名義人によって再審査が請求されたか否かを問わず、当該官庁による再審査の対象となること、及び当該再審査においてなされた決定を、その官庁に対する更なる再審査又は抗告の対象とすることができることを通報することができる。
- 04.13** この宣言が適用され、かつその官庁が当該決定について名義人に対し直接通報する立場にない場合には、当該官庁に対するすべての手続が完了していなくとも、その官庁は、第 18 規則の 3 (2)又は(3)にいう声明を、直ちに国際事務局に送付するものとする（第 18 規則の 3 (2)又は(3)にいう声明は、暫定的拒絶が撤回され、当該標章には、保護を求めた全て又は一部の商品及びサービスについて当該締約国における保護が与えられる旨、又は全部暫定的拒絶が当該締約国において確認された旨のいずれかを示す）。標章の保護に与えるいかなる決定も、第 18 規則の 3 (4)に従い、国際事務局に送付するものとする。
- 04.14** この宣言は、（実務上の理由又は法的理由のために）名義人（又はその代理人）に対し、暫定的拒絶の職権による再審査後の決定を直接通報する立場にない官庁を対象とする。国際事務局への決定の送付は、それを順次名義人（又はその代理人）へ送付するものであるが、名義人から当該官庁による更なる再審査請求の機会を奪うものではない。
- 規則 17(5)(e) **04.15** 締約国の官庁は、その法律に従い、国際事務局へ通報された職権による暫定的拒絶が当該官庁による再審査の対象とならないことを宣言することができる。本宣言が適用される場合、その官庁により出された職権による暫定的拒絶は、（通常、その官庁に対するすべての手続の完了後に通報される）第 18 規則の 3 (2) (ii)又は(3)に規定された、標章の保護が、当該締約国で与えられる、又は当該締約国において当該標章の保護の暫定的拒絶全体が確定される旨の声明を含むものとみなす。

個別手数料

- P8 条(7)(a)** **04.16** 議定書の締約国はすべて、議定書に基づく各国際登録に関して（国際出願又は事後指定にかかわらず）、及び登録の更新に関して、いわゆる「個別手数料」を受け取る旨を宣言することができる。このような手数料の総額は、当該締約国が決定し、宣言において表明するものとし、その後の宣言によって変更することができる。この総額は、国際手続の結果生じた差額を清算した後、締約国の官庁が 10 年間この標章を登録するために受領する手数料より、又は 10 年間のこのような登録の更新のために受領する手数料より高額にはならない。このような差額は、例えば国際手続により、締約国の官庁が、方式審査、商品又はサービスの分類及び国際登録の標章の公告などの簡略化による節約により生ずるものと予想される。
- P8 条(7)(b)** **04.17** 個別手数料に関する宣言は批准書又は加入書の中で行うことができる。また事後的に、事務局長が受領した 3 ヶ月後に、又は宣言で指示した日付の後に発効すると宣言することができる。この場合、個別手数料は、宣言の効力発生日と同じ日又はその日より後の国際登録に関してのみ課される。
- 規則 34(3)(a)** **04.18** 個別手数料に関する宣言を行うか又は行った締約国はまた、事務局長に対し、その個別手数料が 2 つの部分から構成されることを事務局長に通報することができる。第 1 の部分は、国際出願の際又は締約国の事後指定の際、第 2 の部分は、当該締約国の法律に従って決定される後の日付に支払われる。2 つの部分からなる納付は、その締約国において適用される納付手続を反映させることを目的としている。すなわち国内レベルにおいて、出願人に対して出願時に出願料を請求することができ、その出願が受理された場合のみ登録料を請求することができる。
- 04.19** 当該通報の発効日を明記する規定はない。したがって、個別手数料の納付を請求する宣言と同時期に通報がなされるときは、通報は、その宣言と同時期に発効する。通報が個別手数料に関する宣言後になされるときは、（特に宣言を公表するのに必要とされる時間を考慮して）国際事務局及び関係官庁間の合意に基づく日に発効する。
- P8 条(7)(a)** **04.20** 締約国は個別手数料を受け取る旨の宣言を行わなかった場合、追加・付加手数料により生じた収入の一部を受領する（パラグラフ B. II. 07. 84 から 07. 89 参照）。個別手数料を受け取りたいと宣言すれば、締約国はこのような一部受領に同意することとなる。

04.21 個別手数料は議定書に基づいて効力を有する指定に関して、その適用が、第9条の6(1)(b)によって放棄されていない場合に限り請求することができる(パラグラフA.02.23及び02.27参照)。指定が協定に基づいている場合、(すなわち、本国及び指定国の双方が議定書に加盟しているか否かに拘わらず、協定に加盟している場合。)支払われるべき手数料は付加手数料であり(及び、該当する場合は追加手数料)、個別手数料ではない。

事後の指定の申請

規則7(1) **04.22** 2001年10月4日前に発効した第7規則(1)に基づき、すべての議定書の締約国の官庁が国際登録のための本国官庁であり、かつ、名義人の住所が領域内にある場合、議定書に基づく事後指定について本国官庁を通して国際事務局へ提出するように要求することを、事務局長へ通報することができる。本規定は、2001年10月4日から発効したマドリッド同盟総会により削除され、その結果、本規定に基づく通報は一切行うことができなくなった。しかしながら、当該日以前に行われた通報は、撤回されるまで効力を有する。当総会は、関係締約国ができる限り早期にそれらの通報を撤回するための措置を講じるべきであると勧告した。このような撤回はいつでも行うことができ、事務局長が撤回の通報を受領した日から又はその通報に示された日以後いつからでも効力を有する。

04.23 上記の通報が効力を有しない場合は、議定書に基づく事後指定は、名義人により国際事務局へ直接申請することができる。しかし、それまでに本通報が行われてきたかどうかにかかわらず、協定に基づく事後指定は、常に官庁を通じて申請されなければならない。

使用意思の宣言書

規則7(2) **04.24** 締約国が標章を使用する意思の宣言書を要求する場合には、当該要件を事務局長に通報しなければならない。当該締約国が、その宣言書は出願人本人により署名されることを要求する場合(つまり、代理人の署名では足りない場合)、又は国際出願に添付される別個の公式様式によるべきことを要求する場合、通報にはその旨の声明を含むものとし、当該要件に係る宣言書の正確な文言を明記する。締約国が3つの公用言語の内の特定の言語の宣言書を要求する場合(国際出願がその言語でない場合も)、通報には要求されている言語を明示する。

規則7(3)(a)
規則7(3)(b) **04.25** 上記の通報は、批准又は加入の文書において行うことができる。また、事後にも行うことができ、その場合には、事務局長が通報を受領してから3ヶ月後又は通報に示されたその後の日に、効力を生じる。通報は、いつでも撤回することができる。撤回は、撤回の通報の受領のときに又はその通報に示されたその後の日に効力を生じる。

国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言

規則 20 の 2(6)(a) **04.26** 商標ライセンスの記録を法律が定めていない締約国の官庁は、その締約国においては国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨を事務局長に通報することができる。このような宣言は、いつでも行うことができる。しかし、その宣言を撤回させる規定はない。

規則 20 の 2(6)(b) **04.27** 商標ライセンスの記録を法律が定めている締約国の官庁は、締約国においては国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨を事務局長に通報することができる。このような宣言は、第 20 規則の 2 の効力が生じる日（すなわち 2002 年 4 月 1 日）の前又は当該締約国が協定若しくは議定書に拘束される日の前にのみ、行うことができる。宣言は、いつでも撤回することができる。

締約国が第 27 規則の 2(1)に基づく国際登録の分割の申請を提出しない旨の宣言

規則 27 の 2(6) **04.28** 標章の登録出願及び標章の登録の分割を法律が定めていない締約国の官庁は、第 27 規則の 2 の効力が生じる前（すなわち 2019 年 2 月 1 日）又は当該締約国がマドリッド議定書に拘束される前に、国際登録の分割の申請を国際事務局に提出しない旨を事務局長に通報することができる。

04.29 国際登録の名義人は、第 27 規則の 2(6)に基づく宣言の通報を行った締約国に関しては、国際登録の分割の申請を行うことができない。

締約国が第 27 規則の 3(2)(a)に基づく分割に起因する国際登録の併合の申請を提出しない旨の宣言

規則 27 の 3(2)(b) **04.30** 標章の登録の併合を法律が定めていない締約国の官庁は、第 27 規則の 3 の効力が生じる前（すなわち 2019 年 2 月 1 日）又は当該締約国がマドリッド議定書に拘束される前に、分割の記録に起因する国際登録の併合の申請を国際事務局に提出しない旨を事務局長に通報することができる。

04.31 国際登録の名義人は、第 27 規則の 3(2)(b)に基づく宣言の通報を行った締約国に関しては、分割に起因する国際登録の併合の申請を行うことができない。

04.32 第27規則の2(6)及び第27規則の3(2)(b)に基づき通報が行われた宣言は、いつでも撤回することができる。この場合には、国際登録の名義人は、当該宣言の撤回を事務局長に通報した締約国に関して、第27規則の2(1)又は第27規則の3(2)(a)に基づき申請を提出することができる。

第27規則の2(1)及び第27規則の3(2)(a)が締約国の国内法又は地域法に適合しない旨の通報

規則 40(6) **04.33** 締約国の官庁は、第27規則の2(1)及び第27規則の3(2)(a)の効力が生じる前（すなわち2019年2月1日）又は当該締約国がマドリッド議定書に拘束される前に、第27規則の2(1)及び第27規則の3(2)(a)が国内法又は地域法に適合しない旨を事務局長に通報することができる。

04.34 新たに導入された第40規則(6)に基づく通報の対象となる規則は、当該通報を行った締約国には適用されない。この結果、国際登録の名義人は、当該通報が撤回されない限り、当該締約国に関しては第27規則の2(1)及び第27規則の3(2)(a)に基づく申請を提出することができない。

手数料の徴収と転送

規則 34(2)
規則 35(1) **04.35** 国際登録に関して支払う手数料は、出願人又は名義人が直接国際事務局へ支払うことができる。しかし締約国の官庁は、出願人又は名義人に当該官庁を通じて手数料を支払うことを認めることができる。官庁は手数料を徴収し国際事務局へ転送することに同意した場合は、事務局長へその旨を通報するものとする。国際事務局へ支払う手数料は、本国官庁が実際には手数料を他の通貨で徴収した場合でも、すべてスイス通貨とする。

特定の承継国での効力の継続

規則 39 **04.36** 独立前にはその領域が締約国（「独立前の旧締約国」）の領域の一部であった締約国（「承継締約国」）はすべて、その承継締約国において適用されていた協定、条約、協定及び条約の効力を継続する旨の宣言書を事務局長へ寄託することができる。このような宣言書を寄託すれば、承継締約国が通報する日以前に独立前の旧締約国において効果を有していた国際登録の名義人は、承継締約国における国際登録の保護の継続を要求することができる。（パラグラフ B. II. 111.01 から 111.05 参照）

通報と宣言の公表

規則 32(2) **04.37** 上記で言及した通報又は宣言はすべて、国際事務局が発行する定期刊行の公報で公表する。

後発発展途上国(LDCS)の出願人に対する手数料減額

04.38 後発発展途上国（国際連合により作成された一覧表による）に現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所又は住所を持つか、または後発発展途上国の国民である出願人であって、このような国の商標官庁を通じて(本国官庁として)国際出願を提出する出願人は、基本手数料の10パーセントのみの支払を求められるものとする。これは料金表に反映されており、また、すでにマドリッドシステム・ウェブサイトの手数料計算機(www.wipo.int/madrid/en/fees/calculator.jsp)に組み込まれている。

04.39 後発発展途上国の一覧表は国際連合により定期的に維持・更新されており、www.un.orgの国際連合ウェブサイトで閲覧できる。この一覧表は、WIPO ウェブサイト(www.wipo.int/ldcs/en/country)においても閲覧できる。

マドリッドシステムについての更なる情報

05.01 標章の国際登録の制度についての豊富な情報が、WIPO のウェブサイト (www.wipo.int) における *Madrid - The International Trademark System* の項目において利用可能である。一般的情報と共に、このサイトでは以下の項目を含んでいる。

- 協定、議定書、共通規則及び実施細則の全文
- 現在のガイドの全文
- 協定及び議定書のそれぞれの条約に拘束された日及び協定若しくは議定書又は条約の承認若しくはその関連に基づいて締約国が行った宣言を共に表示する協定及び議定書の締約国一覧
- 各締約国における法律（「WIPO Lex」）と運用に関する情報
- 国際事務局によって発行される公式又は任意の様式

- － 個別手数料を含む現在の料金
- － 国際出願、事後指定、又は国際登録の更新に関する支払うべき料金のオンライン手数料計算機能及びダウンロード可能な計算シート（個別手数料を含む。）
- － 国際事務局によって発行されるインフォメーション・ノーティス（例えば、規則の追加事項や変更事項に関するもの）
- － 国際登録に関する年間、月間及び「期中」統計
- － 会議及びセミナーに関する情報
- － 国際標章に関する WIPO 公報
- － 国際登録簿で現在効力を有している国際登録、又は 1996 年 4 月 1 日以降に記録された国際登録であって、その後期限が切れた国際登録に関する情報へのアクセスを提供するオンラインツールである Madrid Monitor。また、国際事務局による審査中である国際出願、事後指定、及び限定のリアルタイムでの状況へのアクセスも提供する（パラグラフ A.08.01 及び 08.04 参照）。関心のある国際登録又は出願についての最新情報を得るために電子メールによる通知を設定することができる。また国際標章に関する WIPO 公報にもアクセスすることができる。
- － 各締約国の法律及び審査手続に関する情報を含むオンラインツールである Member Profiles Database
- － 出願人及びその代理人が商品及びサービスのリストを作成するのを支援するオンラインツールである Madrid Goods & Services Manager (MGS)。
- － 国際出願における商品・役務の分類に関する審査ガイドライン (www.wipo.int/edocs/mdocs/madrid/en/mm_ld_wg_15_rt/mm_ld_wg_15_rt_classification_guidelines_ib.pdf)
- － 国際登録の所有者及びその代理人が自己の国際商標ポートフォリオにアクセスできるオンラインサービスである Madrid Portfolio Manager。
- － 特定の国際登録の状態の監視に関心がある人に情報を提供するために設計された無料の「監視サービス」である Madrid Electronic Alert。加入者は、国際登録簿に変更が記録されると、電子メールを毎日受信する。

国際出願及び国際登録に関する公開情報

06.01 国際登録簿の内容、特定の国際出願若しくは国際登録についての情報又は標章の国際登録制度の運用についての一般情報を入手したいと思う者は誰でも、次のような情報源にアクセスすることができる。

公 報

規則 32(1)
規則 32(3)

07.01 国際事務局が隔週で発行する国際標章に関する WIPO 公報（以下「公報」という。）は、マドリッドシステムのウェブサイトにおいて毎週発行される。公報には、新しい国際登録、更新、事後指定、変更及び国際登録に影響のある他の事項について関連のデータがすべて盛り込まれている。書誌データは WIPO INID コード（INID は、「データ確認のための国際合意番号」(Internationally agreed Numbers for Identification of Data)を意味する。）で識別され、これは標準 ST. 60（「標章に関する書誌データの推奨」）のコードであり、標準 ST. 3（「工業所有権を発行又は登録する国家、その他の主体、国際機関を表すために推奨された標準文字 2 字のコード」）のコードである。このように、公報及び書誌データに用いられる様々な関連コードが、それぞれ公報ごとに示されている。

規則 32(2)

07.02 公報にはまた、特定の要件に則して協定、議定書又は共通規則に基づく締約国による宣言及び通報、議定書第 8 条(7)に基づく個別手数料の額又は国際事務局が閉庁する予定の日の情報といった一般的な便宜に供する情報が盛り込まれている。

07.03 公報には、Madrid Monitor からアクセスすることができる (www.wipo.int/madrid/monitor/en)。

Madrid Monitor

規則 33

08.01 効力を有するすべての国際登録の現況は、国際事務局によって審査中の国際出願及び事後指定に関するデータも含めて、国際事務局により、Madrid Monitor 上にオンラインで公開される。このデータベースには、効力を有するすべての国際登録の書誌データ及び、特別な文字又は図形的要素で構成される又はこれら要素を含む登録済み標章の画像が含まれる。データは、毎日の Madrid Monitor アップデートファイルを通じて利用することができ、このアップデートファイルは、インターネットからダウンロード可能である。Madrid Monitor は毎日更新されおり、無料で誰でも利用することができる (www.wipo.int/madrid/monitor)。Madrid Monitor は、公報へのアクセスを提供する。

08.02 ROMARIN は商標弁理士と代理人のために強力な調査手段を提供している。その ROMARIN の情報が、国際登録簿の記録データを正確に反映させるためにあらゆる努力が払われているものの、公式な公表として位置づけられるのは公報のみであり、また、ある特定の国際登録についての国際登録簿の内容に関する国際事務局の公式な声明は、申請に基づいて国際事務局が国際登録簿より抽出する認証抄本のみとしている（パラグラフ A. 10. 01 から 10. 05 参照）。

08.03 国際事務局は引き続き、ROMARIN のユーザーが利用できる情報の範囲を拡大するよう努める。そのために、関連のある場合には、データベース上に、暫定拒絶通報の期限は終了しているものの、国際事務局はそのような暫定拒絶通報を記録しないという趣旨の声明を、国際登録された締約国の指定と関連して掲載している。当該声明は、適用される拒絶期間の満了の 3 ヶ月後に ROMARIN で利用可能となる。

08.04 加えて、暫定拒絶通報をデジタル化した複製物、全部暫定拒絶通報の確認の旨の声明、暫定拒絶通報後の保護の認容声明、暫定拒絶がない場合の保護の認容声明、職権により審査は終了したが標章の保護は第三者による異議の申し立て又は意見の表明の対象となっている旨の声明、2005 年 1 月 1 日以降に国際登録簿に対応する登録がなされている国際事務局が受領した更なる決定又は更なる無効通知については、対応する項目及び INID コードにより、ROMARIN データベースの PDF フォーマットにアクセスが可能である。上述の情報及び声明には、国際事務局が受理したもの（かつ、特に、それらが発行された言語によるもの）が含まれる。

国際登録の出願及び管理におけるオンラインサービスの支援

商標のライフサイクルの各段階において商標出願者を支援するものとして、WIPO の設計による有益なカスタマイズされたツールが複数存在する。

Madrid Goods and Services Manager

09.01 Madrid Goods and Services は、商品及びサービスのデータベースへのアクセスを提供するオンラインツールである。このツールは、商標の出願人が国際出願を申請する際に提出しなければならない商品及びサービスのリストを作成するのを支援する。Madrid Goods and Services Manager は、*標章の登録のための商品及びサービスの国際分類*（ニース分類）のアルファベット順リストからの用語、及び国際事務局とマドリッド制度に加盟している多くの知的財産庁によって事前承認されたより幅広く選択された用語を提供している。このような事前承認された用語を使用することで、出願人は、国際事務局から欠陥は正通報を受けるのを防ぐことができる。商品及びサービスの事前承認された用語は、マドリッド制度の運用言語である 3 言語だけでなく多くの他の言語でも提供されている。Madrid Goods and Services Manager では、ユーザーは、それらの言語のいずれかから、Madrid Goods and Services Manager で利用可

能な別の言語への商品及びサービスリストの即時の翻訳を入手することができる。Madrid Goods and Services Manager はまた、国際事務局によって事前承認された商品及びサービスのリストの用語が、ユーザーが国際出願において指定しようとしているマドリッド制度の締約国によって承認されているかどうかを確認できるようにするための機能にも力を入れている。この機能により、ユーザーは、暫定的拒絶を避けることができ、国際出願において十分な同時直接限定を準備することができる。Madrid Goods and Services Manager はインターネットにて、無料で誰でも利用することができる (www.wipo.int/mgs)。

Member Profiles Database

09.02 Madrid Member Profiles Database は、締約国の商標官庁の法律及び運用に関する情報へのアクセスを提供するオンラインツールである。Madrid Member Profiles Database は、拒絶又は異議への応答期間など、出願人が関心を持っているターゲット市場において有効な規則及び手続について理解し、審査を請求し、又は不服を申し立てることを支援するためのものである。Madrid Member Profiles Database は、商標出願人が、関心のある市場の商標要件を遵守し、本国官庁を通じて国際商標出願を行うための手続を理解することも支援する。Members Profiles Database は、無料で誰でも利用することができる (www.wipo.int/madrid/memberprofiles)。

Madrid Portfolio Manager

09.03 Madrid Portfolio Manager は、国際登録の名義人及びその代理人が自己の国際商標ポートフォリオにアクセスできるオンラインサービスである。商標の名義人はユーザーアカウントを持ち、これにより、国際登録簿にオンラインでアクセスし、自己の国際登録に関して行われているあらゆる処理をリアルタイムで確認することができる。このサービスではまた、商標の名義人は、自己の国際登録の保護に関わる行為（名義人の名前及び/又は住所の変更、事後指定の提示、更新、手数料の支払いなど）を管理することも可能である。Madrid Portfolio Manager はインターネットにて、無料で誰でも利用することができる (<https://www3.wipo.int/login/en/mpm>)。

Madrid Monitor

09.04 Madrid Monitor は、国際出願又は登録の状況を追跡し、全ての登録済みの国際商標に関する最新の動向を確認するためのツールである。Madrid Monitor には、いくつかの特徴と機能がある。Madrid Monitor により、出願人は商標登録や関連する請求について、名義人の変更や更新など、リアルタイムでの状況を追跡することが可能になる。商標の登録後は、Madrid Monitor は、その進展を監視し、保護が付与された場合又は拒絶された場合を知るために使用することができる。また、Madrid Monitor を使用して、関心のある商標の最新状況について電子メールによる通知を受けるよう設定することもできる。さらに Madrid Monitor から公報にアクセスすることもできる。Madrid Monitor は、インターネットにて、無料で誰でも利用することができる (www.wipo.int/madrid/monitor)。

E-Renewal

09.05 オンラインで国際登録を更新することができる。更新手数料の支払いは、クレジットカード又は WIPO の預納口座により行うことができる。

E-Subsequent Designation

09.06 国際登録の地理的範囲をオンラインで拡大することができる。

E-Payment

09.07 WIPO の欠陥通報又はその他の関連する期間に支払うべき手数料の金額を示す WIPO の通知で通報されている、国際出願又は登録に関して未払いの手数を支払うことができる。この支払いは、クレジットカード又は WIPO の預納口座により行うことができる。

国際登録簿の抄本

5 条の 3(1)

10.01 料金表で規定する手数料を支払うことによって、(有効な又は失効した) 国際登録の内容について以下の認証した書類を、誰でも国際事務局から入手することができる。

— 詳細版の抄本は、国際登録の状況について分析したものである。当該抄本は、当初公報で公開された国際登録簿の認証した写しと、抄本を作成する時点において国際登録簿に記録された事後変更、拒絶、無効、保護認容声明、訂正又は更新についての詳細事項とで構成されている。詳細版の抄本は、国際登録出願の言語により作成される。ただし、詳細版の抄本のカバーページは、英語、フランス語、スペイン語、アラビア語、中国語又はロシア語とすることを要求することができる。

— 簡易版の認証抄本は、抄本を作成する時点において受理された保護の拒絶、無効又は保護認容声明の通報とともに、ある特定の国際登録に関して公報で公表した記録のすべてについて認証した写しで構成されている。簡易版の認証抄本は、国際登録の言語により作成する。ただし、簡易版の認証抄本のカバーページは、英語、フランス語、スペイン語、アラビア語、中国語又はロシア語とすることを要求することができる。

— 認証は、国際登録及び／又は出願の現在の状況に関する具体的な情報を証明する。

— (登録又は更新の) 証明書の写しは、登録又は更新の証明書の認証された写しから構成される。この写しは、名義人又は登録されている代理人のみが請求することができる。

抄本の申請には、申請する抄本に係る国際登録の番号と日付とともに抄本の種類を示すものとする。抄本の作成は、請求があれば、手数料の支払いにより、早期の処理が可能である。

国際登録簿の抄本の認証

5 条の 3(3)

10.02 国際登録簿からのこのような抄本は、締約国における法的手続を介して入手することができる。しかしながら、この場合に、締約国は当該抄本を認証するよう要求することはできない。国際登録簿の抄本は、マドリッドシステムの非締約国に提出する目的の場合、認証を受けることができる。WIPO は、請求があり次第、マドリッドシステムの非締約国における提出のために、国際登録簿からの抄本の認証を手配する。

10.03 締約国において使用するために必要な国際登録簿の抄本については、マドリッドシステムの締約国は、(マドリッド協定第 5 条の 3 に従って) 認証要件を免除される。

10.04 認証は、非締約国により請求される情報の有効性を認証する公印／署名から構成される。請求された抄本（簡易版又は詳細版）は、WIPO の公印を付して証明し、ブランド・デザインセクター マドリッド登録 オペレーション部のディレクター若しくはその者の不在時にはその権限を有する者が署名する。署名及び押印後は、抄本の原本は、署名の認証を行うジュネーブ州事務局に寄託される。次に文書は認証を受けるため、関連する非締約国の領事館／大使館に届けられる。

10.05 現在は、一部の国については抄本を認証することができない。さらに助言及び／又は見積もりが必要な場合には、madrid.records@wipo.int 又は +41 22 338 84 84 に問い合わせること。

年間、月間及び「期中」統計

11.01 毎年、国際事務局はウェブサイトで、その年のマドリッド協定及び議定書に基づく活動概要の統計報告を公表する。さらに、国際事務局は、とりわけ、国際出願、国際登録、事後指定、拒絶、及び更新に焦点を絞った統計を、年次、月次、及び「期中」ベースで動的に公表する。統計情報は、本国官庁別、名義人の締約国官庁別、又は指定締約国別の選択が可能である。統計は、インターネットにて、利用することができる (www.wipo.int/madrid/en/statistics/)。